



# 島根県報

令和6年7月5日（金）

号外第67号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

道路の供用開始（2件）

（道路維持課） 2

**告 示****島根県告示第459号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	八重垣神社竹矢線	松江市大庭町1140番1地先から同町1139番1地先まで	メートル 75.53	令和6年7月5日	松江県土整備事務所	
〃	〃	松江市大庭町1139番5地先から同町1134番2地先まで	16.10	令和6年7月5日		

## 島根県告示第460号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町反辺683番1地先から同2484番17地先まで	メートル 169.30	令和6年 7月12日	出雲県土整備事務所	